

## 第 2 回 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会 議 事 録

### 1 開催日時

平成 25 年 12 月 4 日（水） 14 時 00 分から 16 時 00 分

### 2 開催場所

東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号  
中央合同庁舎第 2 号館 8 階 共用 8 0 1 会議室

### 3 出席者（五十音順、敬称略）

大谷 英雄（座長）、小林 恭一（座長代理）、青戸 久明、石井 敦、石川 悟、  
亀井 浅道、熊本 正俊、木元 和夫（佐藤委員代理出席）清水 秀樹、  
小川 晶（高橋委員代理出席）、永野 日出登、西 晴樹、橋本 啓一、山口 克己、  
吉田 一史

### 4 配布資料

- 資料 2 - 1 第 1 回 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方検討会 議事録
- 資料 2 - 2 ガイドライン作成のための調査等結果について
- 資料 2 - 3 ガイドライン スケルトン（案）
- 資料 2 - 4 ガイドラインの普及方法について
- 参考資料 2 - 1 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号）
- 参考資料 2 - 2 アンケート結果
- 参考資料 2 - 3 ヒアリング記録
- 参考資料 2 - 4 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策ガイドライン作成に関する調査報告書（一般財団法人全国危険物安全協会）

### 5 議事内容

議事内容については以下のとおり

#### (1) 調査結果について

資料 2 - 2 及び参考資料 2 - 2 ~ 2 - 4 により、一般財団法人全国危険物安全協会から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】過去の震災と比較して東日本大震災では津波による被害が大きかったということか。

→【委託業者】そのとおり。地震による被害は過去の震災と比較し少なかったが、津波による被害が多かった。

【委員】給油取扱所ワーキンググループにおいては、災害時の実態と消防法令との乖離について議論がなされた。災害時には給油取扱所が活動しやすくすべきであるが、一方で二次災害を生じさ

せてもいけない。長期的なリスクと短期的なリスクを切り分け長期的なリスクについては、災害時は工夫するような形で整理したつもりである。

→【委員】長期的なリスクと短期的なリスクを切り分けるというのは納得できる説明だと考える。

【委員】災害による被害は多岐に及ぶが、被害の特徴は地域によりある程度まとめることができるのではないかと。災害では想定外の被害も発生する。消防行政の権限は市町村自治体にあることは理解しているが、地域ごとに対応拠点（センター）を作り、その拠点が一括して対応方法を指示するという仕組みはできないか。

【委員】地震被害については以前から情報があり、津波被害に関しても今回の調査である程度事例を収集できたが、想定外の事象が発生した場合の臨機応変の対応に関する議論は必要である。

【事務局】復旧に求められる時間については危険物施設によって異なる。したがって、急を要さない施設については、安全な復旧が可能になってから使用再開することが望ましい。

【委員】技術的検証からガイドラインをまとめるのは有効だが、そのガイドラインは現場担当者がわかりやすいものとして公表して欲しい。

→【委員】チェックリストは『全てを満たしていなければ使用再開ができないというではない』等の一文を追加することにより、現場状況に合わせた弾力的な運用ができるような配慮が必要である。

→【事務局】ガイドラインを通じて、被災した企業の情報や消防本部の情報を共有し、想定される被害やその対策についてイメージすることができる。従ってこのガイドラインだけをもって使用再開の判断をするものではなく、被害状況はその時々で異なることから、実態に即した運用が必要になると考える。

→【事務局】給油取扱所における臨時的対応については、製造所等と異なり、施設形態が一樣で、取り扱う危険物が限られていることから、具体的な運用を示すことは可能と考える。

→【委員】震災時に仙台市の給油取扱所において、営業再開に伴う事故は発生したか。

→【委員】事故が発生した事例はない。

→【委員】災害時の対応については、現場の危険物取扱者の判断をある程度信頼し運用を図ってはどうか。

【座長】製造所や一般取扱所等とは異なり、給油取扱所では従業員の確保が課題となる。アルバイトが多い中、震災時に人数が確保できないことも考えられるが、臨機応変に安全な営業に必要な人員を確保することが求められる。

→【事務局】製造所等における従業員の安全確保については、特に大規模事業所において見直しが見られている。

【委員】ガイドラインはベストプラクティスをまとめるものだと思っている。これまでの震災対策による奏功事例は積極的に周知して欲しい。

## (2) ガイドライン作成方針及び普及方法について

資料2-3、2-4より、事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【委員】ホームページからのダウンロード形式であれば危険物施設ごとにガイドラインを作成してもいいのではないかと。

【事務局】ワーキンググループの報告書だけでは、対策の検討が進んでいない事業者には理解が難しい部分があると考えている。文章での解説や具体的な状況及びその状況下での被害等の詳細な記述が必要であると考えている。

【委員】ガイドラインの位置づけはどうか。消防機関としてはガイドラインのどおりに対応していれば、問題ないということか。

→【事務局】給油取扱所のように施設形態がほぼ同じ場合は定型化できるが、製造所のように事業所によって設備等が異なる施設では一律的な運用は難しいと考えている。

【委員】ガイドラインには法的な拘束力はあるのか。

→【事務局】ガイドラインは各事業所が震災等対策を講ずる際の参考にするためのものという位置付けである。

【委員】ガイドラインは事業者向けなのか消防機関向けなのかを明確にしたほうがいいのではないか。

→【事務局】ガイドラインは基本的に事業者向けとして作成する。

【委員】危険物だけでなく高圧ガス等の規制をうける事業者も多い。できれば、危険物だけでなく全てを包含するようなものを作成してもらえるとありがたい。事業者も独自に安全対策を実施しているが、新たにガイドラインが出た場合には事業所の取組とガイドラインの内容を比較しなければならないので、確認の手間という意味で各規制のガイドラインがまとまっていた方がありがたい。

【委員】給油取扱所については、社会的要請の観点から復旧することを前提としてチェックリストを作成していると思われる。チェックリストの内容を消防機関と事業者が合意したうえで再開すると理解している。ガイドラインには、災害時における消防への相談や報告あるいは必要に応じた仮貯蔵・仮取扱いの流れを掲載すべきである。

→【事務局】再開の判断も含めて事業者と消防機関が平常時から災害時の対応について取り決めておくことが必要である。

【委員】ガイドラインは必要十分な内容が記載されているものではない。ガイドラインを参考に事業所独自の安全対策を立案してもらう形になるのではないか。

【事務局】ガイドラインは着眼点を示すものである。従ってガイドラインに記載されていることだけをしていればいいというわけではない。事前に事業者と消防機関の相談、取り決めを行う際のベースになるものと考えている。

【委員】業界団体ごとに傘下の事業所に周知することや消防から事業所に周知することによってガイドラインの普及に努めていただきたい。

【委員】今回のガイドラインは事例がベースになっているので、将来的に現在の内容が陳腐化する可能性があるため今後も定期的な見直しが必要ではないか。

### (3) その他

特段の意見なし

以上